

## 【参考】第1期計画の主な取組状況

## 空家等対策補助制度一覧

補助制度	概要
① 空家除却補助金 (H31・R1年度～)	昭和56年5月31日以前に建築された <u>1年以上居住等していない空家</u> を除却(解体)する場合、除却工事費の1/3 ( <b>最大30万円</b> )を補助する。
② 空家除却に係る固定資産税等相当額補助金 (R3年度～)	<u>空家除却補助金</u> を使用して除却した跡地を <u>更地のまま</u> 他の用途で使用していない場合、固定資産税等の増額相当 ( <b>最長2年分</b> )を補助する。
③ 空家移住定住促進補助金 (R3年度～)	市外からの移住や市内転居による定住のため、 <u>空家を購入して改修工事</u> を実施する場合、改修工事費の1/3 ( <b>最大20万円</b> )を補助する。
④ 隣地統合促進補助金 (R2年度～)	<u>狭小地又は未接道地</u> とその隣地を統合する場合、統合に係る費用(土地の買取費用や登記費用等)の一部を補助する。 ①50㎡未満の狭小地とその隣地の統合の場合:対象経費の1/3 ( <b>最大30万円</b> ) ②再建築不可の未接道地とその隣地の統合の場合:対象経費の1/2 ( <b>最大50万円</b> )
⑤ 空家利活用補助金 (H31・R1年度～)	<u>地域の活性化等</u> に資する空家の利活用事業を実施する場合、空家の改修工事費の2/3 ( <b>最大80万円</b> )を補助する。 例:子ども食堂、高齢者サロン、アートギャラリーなど

### 主な空家等対策施策一覧

施策	概要
⑥ 空家のワンストップ 利活用相談 (H31・R1年度～)	埼玉県宅地建物取引業協会埼玉西部支部と全日本不動産協会埼玉県本部県央東支部と協定を結び、空家の様々な問題に対する相談窓口を一本化する事業。
⑦ 空家バンク (H31・R1年度～)	空家の流通を促進するため、空家の所有者と空家の利用希望者のマッチングを支援する制度。
⑧ シルバー人材センター (空家管理サービス取次) (R2年度～)	入間東部シルバー人材センターと協定を結び、空家管理サービス（空家の見回り、草木の剪定等）を紹介する事業。
⑨ 啓発チラシの作成・ 配布 (R2年度～)	空家の発生抑制等を目的としたチラシを作成し、周知啓発を行う事業。 ※固定資産税の納税通知書に同封。 (R3年度～)